

神戸市第三次サーバ仮想化基盤構築・運用業務に関する意見招請（RFC）実施要領

神戸市企画調整局デジタル戦略部

1. 背景と目的

- 本市では、情報セキュリティ対策、災害時の業務継続性強化、全市のコスト削減及び職員負担の軽減を目的として、平成 28 年度に業務システムのサーバを集約し一元管理する第一次サーバ仮想化基盤の運用を開始し、順次、庁内情報システムの移行を進めています。
- 現行の第二次サーバ仮想化基盤は令和 4 年度より運用を開始しており（令和 10 年 3 月末で契約満了）、第一次より規模を拡張し、庁内の大規模システムを多数収容しています。
- 本招請は、第二次サーバ仮想化基盤の後継にあたる「神戸市第三次サーバ仮想化基盤構築・運用業務」の調達に関して、入札公告に先立ち、事業者の皆様にご意見をいただくものです。

2. 意見招請に付する事項

本招請では、本市が提示する各資料に基づき、以下に示す各項目について資料の提供を依頼します。

(1) 提示資料

資料名称	概要
入札説明書(概要版)(案)	● 入札に係る説明書案
調達仕様書(案)	● 第三次サーバ仮想化基盤の構築・運用に係る仕様書案 ・ 仕様書別紙 1 サーバー一覧 ・ 仕様書別紙 2 データセンター仕様書 ・ 仕様書別紙 3 VLAN 管理表 ・ 仕様書別紙 4 情報システムセキュリティ実施手順書
提案評価項目(案)	● 提案評価に係る評価項目案
委託契約書(頭書)(案)	● 委託契約書の頭書に関する記載案
回答様式	● 様式 1 意見書

(2) 招請する意見の内容

要件	招請事項
調達仕様書(案)等に対する意見	● 入札説明書(概要版)(案)、調達仕様書(案)、提案評価項目(案)に対する意見 [対応する回答様式] 様式 1 意見書

要件	招請事項
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 上記以外の有用な情報・提案 [対応する回答様式] 様式の定めなし（書式自由）

3. 実施期間

(1) 実施期間

・令和8年2月27日（金）から令和8年3月19日（木）

(2) 参加表明

本件に参加する場合、以下の要領にてご連絡ください。**参加表明と秘密保持誓約書を提出いただいた事業者様に、資料一式を電子メールにて配布**します。なお、参加表明後に辞退する場合は、同様の方法で本市に必ず連絡を行ってください。

- 受付期間 : 令和8年3月6日（金）正午まで
- 通知方法 : 参加の旨と連絡担当者を記載した電子メールを送付
- 送付先 : 神戸市 企画調整局デジタル戦略部 情報システム担当（078-322-5075）
- メールアドレス : kasoukakiban@city.kobe.lg.jp
（スパムメール防止のため、@を◎にしています。）
- 表題 : 【神戸市第三次サーバ仮想化基盤構築・運用業務 RFC】参加表明（参加者名）
- その他 : メール送付後、本市に対して到着確認の連絡を行ってください。

4. 招請資料の提出方法

以下の提出期限内に電子メールでのご提出をお願いします。

電子メールでのご提出に際して、本RFCで提示している提出様式は今後分析等に活用するため、PDF等への変換を行わないでください。なお、様式以外で提出いただく資料については、PDF等編集のできないデータ形式で構いません。

また、本市から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合、提案内容を示した資料を同梱のうえ送付ください。追加提案等については、特に様式の指定はありません。

- 提出期限 : 令和8年3月19日（木）正午
- 提出先 : 神戸市 企画調整局デジタル戦略部 情報システム担当（078-322-5075）
- メールアドレス : kasoukakiban@city.kobe.lg.jp
（スパムメール防止のため、@を◎にしています。）
- 表題 : 【神戸市第三次サーバ仮想化基盤構築・運用業務 RFC】招請資料の提出（参加者名）
- その他 : メール送付後、本市に対して到着確認の連絡を実施してください。

5. 意見書への回答

送付いただいた意見への回答は、以下のとおりとします。

- 回答日 : 令和8年3月30日(月)17時頃
- 回答方法 : 回答一覧を全参加事業者の担当者へ電子メールで送付
(回答の準備が整い次第、回答日を待たずに送付)

6. その他

- ① 資料提供いただいた参加者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングをさせていただく場合があります。
- ② 本招請の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ③ 提出された資料に関しては、返却しません。
- ④ 本招請でご提供いただいた資料については、「1. 背景と目的」に示した範囲内において本市にて利用します。また、提供いただいた資料は、神戸市情報公開条例第10条(2)イに該当するもの(公にしないとの条件で任意に提出があった情報で通例として公にしないこととされているもの)として非公開とし、提供事業者に無断で第三者に開示することはありません。但し、本市が契約により守秘義務を課しているコンサルタントに開示することがあります。
- ⑤ 本招請の実施をもって、本市が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束するものではありません。また、本招請を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。

以上